

普通株式の譲渡制限設定にかかる定款変更の通知公告

令和 7 年 7 月 10 日

株主及び新株予約権者各位

東京都中央区八重洲二丁目 2 番 1 号
ピクシーダストテクノロジーズ株式会社
代表取締役 落合 陽一

当社は、定款を変更して譲渡による普通株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和 7 年 7 月 31 日です。

以上